

令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・地方消費税交付金	348,609 千円
内 社会保障財源化分	202,328 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,976,537 千円
-------------------------	--------------

（単位：千円）

款 名称	項 名称	目 名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社 会 保 障 財源化分の 地方消費税 交 付 金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	47,300	23,600	15,000	5,168	3,532
		6 障害者福祉費	1,005,481	743,767	176	109,670	151,868
	2 児童福祉費	2 保育所運営費	721,127	629,758	9,882	69,507	11,980
		6 子ども医療費	71,881	34,221	25,000	6,074	6,586
		7 ひとり親家庭 等医療費	30,500	14,607	10,000	3,313	2,580
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	52,703	14,609	24,613	3,422	10,059
		3 予防費	47,545	114	0	5,174	42,257
合 計			1,976,537	1,460,676	84,671	202,328	228,862